

2005. 11. 10

足立区民の皆さんへ
足立区の関係各団体の皆さんへ
足立区各町会長・自治会長の皆さんへ

**足立区文化芸術劇場（シアター1010）への不当な
公金支出をなくするため、住民監査請求を致し
ました。区民施設を有効に活かすため、各位のご
協力を呼びかけます。**

あだちコミュニティ・フォーラム21
代表 石川 徳 信
足立区千住3-10 TEL 3881-2587

《あだちコミュニティ・フォーラム21》は、「足立をもっと良くしたい」の一点で、立場や考え方の違いを乗り越えて区民の誰もが自由に話し合える場として3年前に発足したボランティアの集まりです。

この度、私達は、北千住駅西口の丸井ビルにある【足立区文化芸術劇場】（シアター1010）をめぐり、運営委託した（株）コミュニティ・アーツ（社長：古庄孝夫氏）に対し、協定書（平成16年4月1日締結）にない「事務手数料」として、足立区が約1億4700万円を支払ったのは、根拠のない違法もしくは不当な公金の支出に該当するとして、直ちに区は返還を求めるよう住民監査請求を行いました。

この件に関しては、区議会は勿論、マスコミからも、「”暗幕”経営」とか、「取り決めのない事務手数料の受け取りを区が認めるなど、不明朗な経営が続いている」（8月26日付読売新聞）、また、「役員報酬」の支払いなど、経営のあり方に対する疑問の声が上がっています。これらの原因の一つは、協定書にない公金を区が支出したところから起こっています。

私達は、一日も早く、協定書に添った明朗なお金の使い方によって、「足立区文化芸術劇場」が区民本位に運営され、区民参加の出来る施設となるよう、積極的に発言・行動して行くことが必要になってきているのではないのでしょうか。

そこで、この問題について誰もが自由に話し合える場として、「自由の広場・Part II」を、来る12月18日（日）に開催することに致しました。是非、多くの皆様のご参加を賜りたいと思います。

《あだちコミュニティ・フォーラム21》は、まだ小さな力しかありませんが、より多くの区民の方々や団体の方々に関心をお持ち戴き、それぞれの立場で取り組んで戴けますよう、各位のご協力を呼びかけます。

監査請求の要旨と関連する新聞記事を同封しますので、ご参照して頂ければ幸いです。

なお、足立区に対するご質問やお問い合わせの際は、TEL： 3880-5111 区役所の「区民の声相談課」があります。FAXは3880-5678です。

1 請求の要旨

(1) 請求の対象者

足立区教育委員会内藤博道教育長

(2) 監査対象事項

足立区教育委員会内藤博道教育長が平成17年4月27日付で行った平成16年度足立区文化芸術劇場管理運営負担金の清算等の行為。

(3) 上記行為の違法もしくは不当の理由

平成17年6月13日開催の足立区議会文教委員会に提出された報告資料によると、足立区は、指定管理者である(株)足立コミュニティ・アーツに対し、同社の支出済額979,864,307円の15%に該当する事務手数料146,979,646円を負担・支出(以下「事務手数料負担・支出」という。)している。しかし、事務手数料負担・支出は、平成16年4月1日締結の「平成16年度足立区文化芸術劇場の管理運営に関する協定書」(以下「管理運営に関する協定書」という)に規定されていない負担・支出で、支出の根拠のない違法もしくは不当な公金の支出に該当する。

教育長をはじめ区の執行者らは、管理運営に関する協定書第13条の「この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。」との規定を根拠に事務手数料負担・支出を正当化しようとしている。

しかし、足立区の負担する経費については、同協定書第7条は管理運営に関する業務の経費を明記しており、同第13条の「この協定に定めのない事項」には該当しないし、同第13条を恣意的に拡大解釈をなすことは認められない。

会館記念事業費を含め計9億7500万円の負担金のうち1億4700万という金額の金員の負担・支出を「この協定に定めのない事項」に該当するとして管理運営協定の当事者の協議のみで決定、執行することは許されない。

指定管理者の経営が赤字であるとの理由で管理運営担当者の判断で追加負担・支出ができるとすれば無制限の公金支出を是認することにもなる。

平成17年6月13日開催の足立区議会文教委員会、同8月25日開催の同文教委員会、同10月6日、7日開催の同区議会決算特別委員会においても本件事務手数料負担・支出行為についても疑義の意見が出され足立区議会でも継続審議中である。同審議過程で、教育長をはじめ、教育委員会事務局次長、教育事業部長、文化課課長等の区担当者は、本件管理運営に関する協定に基づく業務の執行において十分な対応が出来ていなかったとして再三にわたって陳謝している。

しかし本件事務手数料負担・支出問題は陳謝で済む問題ではなく、本件事務手数料負担・支出行為は違法、不当な公金の支出に該当することは明白であるので、本住民監査請求をなすものである。

(4) 勧告を求める処置

- ① (株)足立コミュニティ・アーツに対し、本件事務手数料負担・支出額金146,979,646円の返還請求を直ちになすよう勧告を求める。
- ② 上記金員の回収がなされない場合は、足立区長、同教育長ら執行責任者に対し、損害の補填をなすよう勧告を求める。